

公益社団法人 北海道獣医師会支部運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道獣医師会定款（以下「定款」という。）第21条第1項の規定に基づき設置された公益社団法人北海道獣医師会支部（以下「支部」という）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 支部は、公益社団法人北海道獣医師会（以下「北獣」という。）がそれぞれの支部の所管区域において行う事業及び北獣の会費の受領その他管理に関する業務を行う。

(支部会員)

第3条 支部の会員は、この支部の所管区域に在住する北獣の会員（定款第21条第5項の規定によりこの支部の所管区域に在住するとみなされた者を含む。）及び定款第21条第4項の規定によりこの支部の会員となった者とする。

(支部役員等)

第4条 支部に支部長1名と事務局長1名を置く。

(役員等の選任)

第5条 支部長は支部会員（定款第21条第9項に規定する支部会員をいう。以下同じ。）から選任し、北獣の理事会の承認により就任する。

2 事務局長は支部会員から支部長が推薦し、北獣の理事会の承認により就任する。

(役員等の職務)

第6条 支部長は、第2条に定める業務を執行する。

2 事務局長は、支部長を補佐する。

(役員等の任期)

第7条 支部長及び事務局長の任期は、その選任が行われた年の北獣の定時代議員会の終結の時から、就任の日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する北獣の定時代議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した支部長又は事務局長の補欠として選任された支部長又は事務局長の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

2 支部長、事務局長は、再任されることができる。

(事務局)

第8条 事務局運営は、それぞれの支部の所管区域にある地区獣医師会との委託契約に基づき実施する。

(代議員及び補欠代議員の選任)

第9条 定款第25条第1項に規定する代議員及び補欠代議員は、同条第3項に定める時期に、支部会員から選任する。

- 2 代議員及び補欠代議員の選任は、支部会員全員が選任手続きに参加できる方法により行わなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において現に支部長又は事務局長に任命されている者の任期は、この規程の施行後最初の北獣の定時代議員会の終結の時までとする。